各位

会 社 名 株式会社 重松製作所 代表者名 取締役社長 重松 宣雄

(コード: 7980、JASDAQ)

問合せ先 取締役総務部長 石井 孝司

(TEL. 03-6903-7535)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月27日、会社法第370条による決議(取締役会の決議にかわる書面決議)により、下記のとおり、定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、定款の一部変更につきましては、2020 年 6 月 26 日開催予定の第 74 期定時株主総会において正式に 決議する予定です。

記

1. 定款変更の目的

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役及び監査 役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに非業務執行取締役及び監査役として有用な人材の招聘を可能にするとともに、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社と非業務執行取締役及び監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができるよう変更案第 31 条、第 42 条を新設するものであります。

なお、変更案第 31 条に関する議案を本定時株主総会へ提出することにつきましては、各監査役の同意を 得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2020年6月26日(金)定款変更の効力発生日2020年6月26日(金)

以上

【別紙】

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現	行 定 款	変 更 案
	(新設)	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。
第 <u>31</u> 条~第 <u>40</u> 条	(略)	第 <u>32</u> 条~第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
	(新設)	(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する額とする。
第 <u>41</u> 条~第 <u>47</u> 条	(略)	第 <u>43</u> 条~第 <u>49</u> 条 (現行どおり)